

大分県バドミントン協会登録規程

(会則第9条関連)

第1条 大分県バドミントン協会会則（以下「会則」という。）第9条により、この規程を定める。

第2条 会則第5条第1項の加盟団体及び個人登録者は本会登録事務局に登録しなければならない。

第3条 登録は、所定の様式に登録料を添えて行なうこと。

第4条 登録料は、理事会の議を経て別に定める。

第5条 登録は、毎年これを更新するものとする。

第6条 登録は、二つ以上の団体及び市町村協会からすることはできない。

第7条 登録者が第2条の登録事項を変更する場合は、本会登録事務局に届け出なければならない。

第8条 第3条に定める登録書類と第4条に定める登録料又は第7条に定める変更届出書類が、本会登録事務局に届けられた時をもって登録又は変更手続きが完了したものとする。

2 登録者のうち日本国籍以外の国籍を有する競技者の競技会参加は、公益財団法人日本バドミントン協会(以下「日バ」という。)大会運営規定第17条による。

第9条 外国人競技者とは、日本国以外の国籍を有する者をいう。但し、日本国で出生し、引き続き国内に居住している者を除く。

2 外国人競技者は、登録に際し次の書類を本会に提出して、その審査を受けなければならない。

(1) 国籍保有国協会の推薦書及び同意書（但し19歳未満者を除く。）

(2) 公的機関の発行する日本国入国の証明書及び6ヶ月以上日本国に居住している証明書

第10条 本会の登録者については、日バの登録者に関する諸規程を準用する。

第11条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- 2 前条で準用する日バ競技者資格規程の登録者に関する違反行為があったとき。
- 3 虚偽の申請があったとき。

第12条 この規程を改廃するときは、理事会及び評議員会の同意を経なければならない

附 則

この規程は、平成17年5月22日から施行する。

この規程は、令和3年4月29日から施行する。

大分県バドミントン協会登録規程細則

1 第4条の登録料は次のとおりとする。

(1) 団体登録

1団体 5,000円

(2) 個人登録

社会人・レディース・教職員・大学生 2,300円

高校生 1,400円

中学生 800円

小学生 600円

2 前項の登録基準は次のとおりとする。

(1) 社会人とは、レディース、教職員、学連に登録しない者及び15歳以上の専門学校生で社会人として登録した者をいう。

なお、18歳以下の高校生、中学生、小学生は社会人として認めない。

注 専門学校生とは、職業訓練校、自動整備士養成学校、料理学校、パソコン学校等をいう。

(2) レディースとは、県内に居住する女性でレディースとして登録した者をいう。但し、生徒を除く(専門学校生及び学生で学連に登録していない者は可)

(3) 大学生とは、大学に在籍中の学生で、学生として登録した者をいう。

なお、工業高等専門学校の4年生以上に在学中の学生で、大学生として登録した者は大学生として扱う。

(4) 高校生とは、高校に在籍中の生徒で、高校生として登録した者をいう。また、定時制・定通制に在籍中の生徒は、高校生として扱う。

(5) 小学生、中学生とは、小・中学校に在籍する児童・生徒で小学生、中学生として登録した者をいう。